

# 市政への新たな市民参画の手法 パートナリシップ会議

◎ まちづくり推進課 ☎5069

パートナーシップ会議とは、市民と行政が対等な立場で一つのテーブルにつき、互いの情報や知恵を出し合い、合意形成を図りながら、素案の作成や事業の立案などを行っていき、新しい取り組みです。

パートナーシップ会議は、市民と行政の協働のまちづくりを推進することを目的としています。

## ◆二つのアプローチで設置

パートナーシップ会議は、行政の必要により設置する場

合と市民の提案により設置する場合の二つがあります。

市民提案により設置する場合は、まちづくり協議会での協議を経たうえで設置します。

## ◇新たな市民参加のステージ

パートナーシップ会議は、新たな市民参加の手法として取り入れるものです。

今まで行ってきた市民参加の取り組み、既に組織されている検討会議や懇話会、協議会や審議会などをこのパート

ナーシップ会議に切り替えるものではありません。

## ◇本年度から本格運用

パートナーシップ会議で出された意見は、施策を進めていくうえで尊重されて、具体的なアイデアなども施策に反映させるよう努めます。

パートナーシップ会議は、平成二十年度から試行的に運用してきましたが、本年度から本格的運用を行います。詳しくはお問い合わせください。

## これまでの試行的運用

### 平成 20 年度

①保育所等の民営化に係るパートナーシップ会議  
保育所等の民営化について、行政と民間の役割や行政と地域・民間との連携および協力などについて検討しました。

②出張所・公民館施設のあり方に関するパートナーシップ会議  
公民館および出張所の現状と課題、求める将来像を話し合い、出張所・公民館施設のあり方について検討しました。

③ふるさとプラザのあり方に関するパートナーシップ会議  
ふるさとプラザの将来のあり方を検討しました。

平成 21 年度  
④地域自治組織の財政支援のあり方に関するパートナーシップ会議  
平成 22 年度以降の地域自治組織に対する財政支援制度について検討しました。

⑤大崎市の図書館を考えるパートナーシップ会議  
市民が望む施設や機能について把握するとともに、施設の管理・運営のあり方を検討しました。

⑥公民館の地域運営および出張所のあり方に関するパートナーシップ会議（継続）

②の結果を基に、公民館の地域運営上の課題解決策の検討や出張所の問題を整理し、出張所・公民館施設のあり方指針策定への提言を行いました。

# 子ども手当の申請はお済みですか

◎ 子育て支援課児童福祉係 ☎6045

## 申請はお済みですか？

今年四月より子ども手当が始まりました。該当する人で、まだ子ども手当を受けていない人は、申請が必要です。

期限日までに申請しないと、四月分から手当が支給されませんので、すみやかに申請してください。

期限日以降に申請された場合は、申請日の翌月分より支給となります。

## 現況届について

子ども手当の現況届は、六月一日現在における受給者とお子さんの状況を確認するための大切な手続きです。

手続きが必要な人には通知していますが、手続きを行わないと、六月からの子ども手当の支給ができなくなり、まだ手続きをしていない人は、九月十日(金)までに手続きをしてください。

## ◎受付窓口

子育て支援課および各総合支所保健福祉課

※公務員(特定独立行政法人に勤務する人は除く)は各職場で手続きをしてください。

## ◎支給月

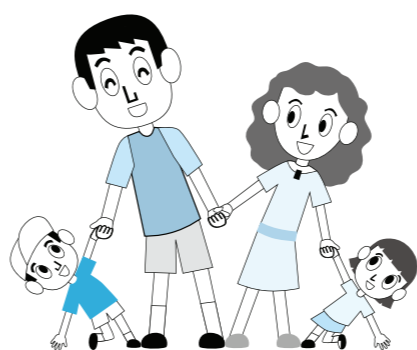
六月・十月・二月

## ◎申請者

対象となる子どもを養育している人で生計を維持する程度の高い保護者

## ◎申請期限

九月三十日(木)



# 夜間・休日の救急医療はルールを守って受診を

■九月九日は救急の日

◎ 健康推進課保健・地域医療担当 ☎5311

「救急の日」は、救急医療および救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深めるために定められています。

市では市民の命と健康を守るために、救急医療体制を整備していますが、近年、受診者の増加により医療スタッフの負担が増し、その体制維持が困難な状況になってきています。

もう一度、救急医療と受診マナーについて皆さんで考えてください。

## ■大崎市の救急医療体制

「救急医療」とは「緊急の処置または治療が必要なけがや病気などに対して行われる医療」のことです。

市では、市民の急な病気やけがに備えて、大崎市医師会の協力により、一次救急医療(比較的軽度の救急患者)・二次救急医療(入院や手術を要する程度)の「平日夜間・土曜日午後夜間の病院群輪番制事業」「休日昼間・夜間の在宅当番医制と病院群輪番制事業」を実施することで、

三百六十五日ほぼ二十四時間救急医療体制を整えています。

また、三次救急医療(高度医療を必要とする程度)は、県北地域をカバーする大崎市民病院救命救急センターで、重症および重篤患者への対応をしています。

医療機関の機能分担と連携協調により、市民に必要な受診機会を提供し、健康を守り、安心を与えているこの体制は、他の自治体には見られないきめ細かな体制として高い評価を受けています。

## ■救急医療の現状

患者の中には「ずいぶん前からおなかが痛い」「普段病院でもらっている薬が欲しい」「平日は会社・学校に行っていて日中には病院に行けない」「待ち時間が少なそうだから」など自分の都合だけで、休日や夜間の救急医療にはそぐわない軽い症状のケースで来院する人もいます。いわゆる「救急医療のコンビニ化」と呼ばれる状況が全国的に問題になっています。

## ■救急医療の受診者数

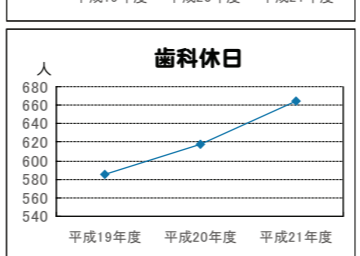
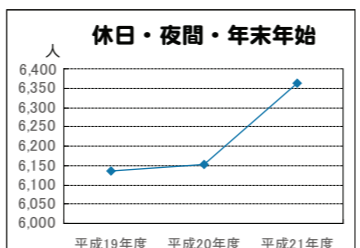
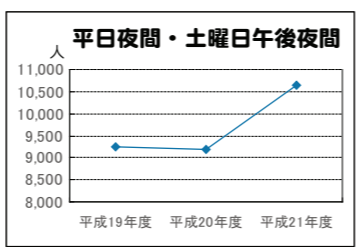
平成二十一年度の受診者数は、平日夜間・土曜日午後夜間が一万六千四百六十六人(前年比千四百四十四人増)、休日昼間・夜間・年末年始が六千三百六十三人(前年比二百一十一人増)。

歯科休日診療が六百六十五人(前年比四十七人増)で、全体的に増加傾向にあり、医療スタッフの負担が増しています。

## ■緊急時の備えとしての救急医療

救急医療体制は、緊急性の高い患者を受け入れるためのものです。安易な受診は、夜間や休日の限られた医療体制の中で、一刻を争う患者の診療機会を奪うことにもなりかねません。

救急医療体制を守っていくためには皆さんの協力が必要です。休日や夜間に受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないのか、もう一度考えてみましょう。



## ■普段の心がけと行動が大切

救急医療体制の維持には救急医療受診ルールを守っていただくなど皆さんの協力が重要です。

身近に相談できるかかりつけ医を持ち、普段から気軽に健康状態を相談できる関係をつくり、体調の異変を感じたら早めに受診するなど、健康管理に留意しましょう。

さらに、いざというときのために正しい応急手当の知識を身につけ、病気やけがに備えて、常備薬を備えるといった心構えと準備が大切です。自分の健康は自分で、家族の健康は家庭で守りましょう。

## ■子どもの救急

お子さんの急な病気や気になる症状について迷ったときには、次の相談窓口にご利用するかホームページをご覧ください。

◎宮城県子ども夜間安心コール  
電話番号  
〇二二・二二二・九三九〇  
(プッシュ回線、携帯電話からは#八〇〇〇)

◎利用日時  
毎日午後七時～十一時

◎内容  
おおむね十五歳までの子どもの急な病気および事故への応急方法を、経験豊富な看護師が助言

◎子どもの救急ホームページ  
http://kodono-qa.jp/

◎宮城県医療機能情報提供システム  
http://medinf.mnic.or.jp/

◎内容  
宮城県の救急医療体制(休日当番医)などの情報提供